

議案第 47 号

三田市農業共済損害評価会委員の委嘱につき同意を求めることについて

三田市農業共済損害評価会委員に次の者を委嘱したいので、三田市農業共済条例（昭和 47 年三田市条例第 13 号）第 88 条の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所
なかにし ひさみ 中 西 久 美	兵庫県三田市寺村町
いまきた つよし 今 北 強	兵庫県三田市貴志
みやぐち よしかず 宮 口 吉 一	兵庫県三田市香下
ふくだ こうじ 福 田 浩 志	兵庫県三田市山田
やまさき まさのり 山 崎 正 則	兵庫県三田市加茂
こなか たかみ 小 仲 孝 美	兵庫県三田市広野
しんぞう たつお 真 造 達 夫	兵庫県三田市母子
はたひろ とし 畑 博 敏	兵庫県三田市小柿
ひがしなか しげかず 東 仲 重 一	兵庫県三田市上槻瀬

た 田	なか 中	しげ 茂	かず 和	兵庫県三田市上相野
はし 橋	がみ 上	ひで 英	き 樹	兵庫県三田市藍本
さか 酒	い 井	しげ 繁	じ 治	兵庫県三田市上本庄
やま 山	だ 田	よし 啓	お 郎	兵庫県三田市長坂
あらし 嵐		たい 泰	ぞう 造	兵庫県三田市下内神
もり 森		ひろ 裕	いち 市	兵庫県加東市栄枝

平成27年3月25日提出

三田市長 竹内英昭

(提案理由)

平成27年3月31日付をもって、三田市農業共済損害評価会委員 中西 久美氏他14名の任期が満了するので、後任委員を委嘱する必要があるため。

三田市農業共済条例

(組織)

第88条 損害評価会は、前条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱した委員15人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第89条 損害評価会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によつて選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

2 任期満了によつて退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。